

(事務手続き) 次のパターンのどれか(P52(文科省資料))

補足給付事業の実施に係る事務スキーム【新制度未移行幼稚園】

- ◆事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。
- ◆実施スキームとしては、主に①～③のパターンが想定される。
 - ① 新制度未移行園を対象とした施設等利用給付(旧就園奨励費補助)と同様の仕組み【園経由・償還払い】
 - ② 新制度園を対象とした施設型給付(副食費に係る加算)と同様の仕組み【園経由・代理受領】
 - ③ 上記とは別途異なる方法を設定(例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園経由により周知を行った後に、保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払・直接申込・代理受領】)

(副食費の算定方法) 国が示す便宜的な方法 →P132 で再述

支給額の算定方法

- ◆副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする(FAQに掲載予定)。
- ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする(各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額)。
- ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合(外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等)に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法(原則)	便宜的な算出方法の可否
自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理(食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に便宜的な算出方法も可

食材自己購入の場合は便宜算定不可

外部搬入で業者が算出できない場合便宜算定可

【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。)
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額(4,500円) / 1号認定子ども通園日数(20日) ÷ 日額平均(220円)

225円 × 給食実施日数
に変更になっています

Ⅱ 保育料、食材料費（給食費）、その他の実費徴収に関する市町村の指導方針の確認

無償化される保育料の範囲について市町村の確認を得ておく必要があります。入園料は保育料に含まれます(給付上限額 25700 円/月との比較に当たっては、入園年度の各月の保育料に入園料を月額換算した額(当該年度の在籍月数(1年間の場合は12、半年間の場合は6)で除した額)を加えたものを保育料の額とします)。「教材費」や「施設整備費」の名称で保護者から徴収しているものは、FAQ が出ています。

未移行幼稚園の算定方法(その他)	未移行幼稚園の保育料について、月額保育料に教材費込みと園則に記載している園がありますが、この場合の教材費は施設等利用費に含まれますか。一方、保育料とは別途徴収している教材費は施設等利用費に含まれますか。	教育課程の実施に必要な教材費のほか施設整備費や光熱水費などは、経費の性格として、教育・保育に要する経費として施設等利用費の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めて差し支えありません。一方で、教育課程の実施に不要な任意の教材購入費や、日常生活に要する費用に該当するような日用品費(文具費や制服代)については、施設等利用費の対象となる利用料に含まれません(特定費用)。各園においては適切に特定子ども・子育て支援利用料と特定費用を区分して領収証等の発行を行う必要がありますが、仮に園が教材費を保育料とは別途徴収し特定費用として整理した場合は、施設等利用費の対象となりません。
------------------	---	--

なお、保育料や食材料費(給食費)については制度スタート前に、市町村が給付に必要な情報として現況確認を行うと思われます。

①私学助成園(保育料に給食費を含めていた場合)が食材料費を新たに実費徴収する場合や②私学助成園が保育料を引き上げる場合には、市町村との間の事務手続き(届出等が必要か?)を確認する必要があります。

また、国は無償化に関連して保育料の実態(保育料値上げの理由等)調査を行っています。

Ⅲ 市町村や都道府県の独自施策の有無

市町村や都道府県によっては、保育料の無償化上限の引上げ、食材料費(給食費)への助成拡大など独自の支援策を国の施策に上乘せして実施する団体がありますので、ある場合にはその内容・手続き等について確認をする必要があります。

Ⅳ 保護者への広報資料の提供の有無

市町村は、保護者や住民に対し、無償化の内容等について周知を予定しています。どのような方法で行われるのか(例えばリーフレットの作成、ホームページ等)、その内容、タイミングを把握し、園から保護者への説明に活用することが重要です。

P131の次に追加

令和元年9月13日付通知・FAQで国の方針が示されました。

私学助成園について、給食費について、保育料として一体的に徴収している場合には消費税が非課税とされてきましたが、無償化後も同じ取扱いになることとなりました。ただし、園が保護者に発行する領収書においては、保育料のうち無償化の対象になる部分と対象にならない給食費等の実費弁償部分を区分する必要があります。(通知第二1(2) P4)
(FAQ)

12-64	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費が含まれている園があり、これまで消費税が非課税として取扱いがなされてきました。今回の無償化を契機に課税関係が変わるのでしょうか。	従来、新制度未移行幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところ、無償化実施後も本取扱いについては変わりません。ただし、食材料費については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めることはできないため、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に基づき、園が保護者に対して発行する領収証においては、特定費用として記載する必要があります。施設等利用費の支給に過誤が生じないようにご留意をお願いします。
12-65	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところ。施設等利用費を園が代理受領する場合、月額上限額を超える分の差額や食材料費について保護者から徴収することになります。この場合であっても、保育料が給食に係る経費を含めた一体的なものである限り、消費税の課税関係は変わりありませんか。	今回の無償化を契機に消費税の課税関係は変わりません。

(2) 給食費(食材料費)を保育料に含めていない場合

これまで通りに給食費を徴収することになります。

(3) 補足給付のための副食材料費の算定

いずれの場合でも、低所得者及び第3子以降の子どもへの補助事業(補足給付)が行われる場合、給食費のうち、**副食分の食材料費の額を示すよう市町村から求められます**。その場合、国が便宜的な方法を示しており、市町村がどの方法を選択するのか、確認をする必要があります。

(副食費の算定方法) 国が示す便宜的な方法

支給額の算定方法

◆副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする (FAQに掲載予定)。

- ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする (各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額)。
- ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合 (外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等) に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法 (原則)	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

食材自己購入
の場合は便宜
算定不可

外部搬入で
業者が算出
できない場合
便宜算定可

【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」 (市町村に所在する他施設等の情報から推計。)
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」 (市町村に所在する他施設等の情報から推計。
仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。)
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額 (4,500円) / 1号認定子ども通園日数 (20日) ≒ 日額平均 (220円)

225円 × 給食実施日数
に変更になっています

幼稚園の行う2歳児対象の事業について

幼稚園が2歳児を対象に実施している以下の事業の扱いについて、国の自治体向け想定問答には次のような記載があります。基本的な考え方は、保育所等においては、住民税非課税世帯の場合は、3歳未満児も無償化の対象になりますので、これとのバランス上、保育の必要性を認められる住民税非課税世帯の子どもについては、一定の要件を満たす場合には、幼稚園が実施するこれらの事業も無償化の対象とするという考え方とされます。2歳児教室については下記要件の下、児童福祉法の幼稚園併設の認可外施設としての届出の対象となりましたので、この届出をした施設については、保育の必要性を認められる住民税非課税世帯の子どもについて無償化の対象となります。

具体的な手続き等については、市町村にお問い合わせ願います。

1 一時預かり事業(幼稚園型)Ⅱ

一時預かり事業	2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を上限額として無償化の対象となります。
---------	--	--

2 2歳児教室(プレスクール)

1-21	幼稚園のプレスクール	<p>幼稚園において、満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。 また、幼稚園のプレスクールでは、時間帯によって保育の形態が異なることが考えられますが、時間帯によって、確認申請の内容が異なることになるのですか。(午前中は3歳クラスと同一の部屋で保育を行うが、午後は幼稚園と分けられた施設で保育を行う場合など。)</p>	<p>満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子供は子育てのための施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円) なお、幼稚園併設の認可外保育施設については、これまで児童福祉法施行規則において、届出の対象外としていましたが、今回、一定の要件の下新たに届出の対象とする予定です。 当該届出は改正省令の公布・施行前に受け付けることも可能であり、適切な対応を御願います。</p> <p>留意点1: 認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定しています。</p> <p>留意点2: 幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動(例: 幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの等)については、これまでどおり、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われること等から、認可外保育施設としての届出は不要です。</p> <p>留意点3: 幼稚園が児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となります。</p>
------	------------	--	--